

VIII 「大学が独自に設定する科目」の本学での授業科目及び履修方法

教育職員免許法施行規則には「大学が独自に設定する科目」の区分があります。

この区分の最低修得単位数は、本学では中学校2単位、高等学校10単位、小学校0単位、幼稚園8単位必要です。本学では、以下のとおり、「大学が独自に設定する科目」を開講しています。なお、「ボランティアと社会参加」を前年度までに修得していないと、翌年度の介護等体験に参加することはできません。介護等体験の詳細については、次ページを参照してください。

中学校※

授業科目	単位数
◎ボランティアと社会参加	2
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

※ ◎: 必修科目

高等学校

授業科目	単位数
道徳教育の理論と方法(中・高)	2
ボランティアと社会参加	2
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

小学校

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

幼稚園

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
幼児教育史	2
臨床発達心理	2

【大学が独自に設定する科目の充当方法】

中学校 ① = 2単位

- ①「ボランティアと社会参加」

高等学校 ①+② = 10単位※

- ①「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
 ②「教科に関する専門的事項」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数
 ③「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の選択科目の修得単位数

※ 必ずしも①②③の各分野から充当する必要はありません。

幼稚園 ①+② = 8単位※

- ①「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
 ②「教科に関する専門的事項」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数

※ 必ずしも①②の各分野から充当する必要はありません。